



平成 29 年度 群馬県商工会連合会
経営指導員研修生・事務職（経営支援員）
採用資格試験 実施要領

群馬県商工会連合会
人事管理委員会

【住 所】〒371-0047 群馬県前橋市関根町三丁目 8 番地の 1

【T E L】027-231-9779 【F A X】027-234-3378

【U R L】<http://www.gcis.or.jp>

この試験は、群馬県下の商工会及び商工会連合会で「経営指導員研修生」または「事務職（経営支援員）」として働く人を選考する試験です。

【商工会とは】

商工会は「商工会法」に基づいて設立された公益法人です。

【目的と現状】

商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的に設置されています。

現在は、全国で約1,679、群馬県で43の商工会が設置されており、国・県・市町村等の施策を活用して、小規模企業、中小企業の支援を実施しています。

また、地域経済の活性化を図るため、各地域の課題に対応した様々な活動を行っています。

【商工会の主な3つの事業】

①「経営改善普及事業」

地域商工業者の経営上の様々な問題（税務・金融・労務・記帳・経営全般等）について支援業務を行う事業です。

②「地域総合振興事業」

むらおこし・街づくり事業、大型店対策、商店街再開発、地域振興等を通じて、地域経済の振興発展を図りながら地域社会全体の活性化に寄与していく事業です。

③「社会一般の福祉の増進に資するための事業」

地域住民のコミュニティ活動の支援、伝統文化保存のための各種イベントの開催、講演会の開催、地域の美化運動や各種福祉事業等があります。

【経営指導員研修生とは】

経営指導員研修生は、原則として2年間良好な成績で勤務した後に、経営指導員となります。

経営指導員は、地区内における小規模事業者の経営及び技術の改善発達を図るため、税務・金融・労務・記帳・経営全般、補助金申請など事業者へ伴走型支援を行います。

また、地域経済発展の為に計画を策定し実行すると共に、地域産業の振興に必要なイベント業務等も行います。

【事務職（経営支援員）とは】

事務職（経営支援員）は、商工会運営に関する経理、決算等の業務を行うと共に、経営指導員不在時に軽度な経営指導を行います。税務・金融・労務・記帳・経営全般支援の補佐業務、地域産業の振興に必要なイベント業務等も行います。

平成29年度 群馬県商工会連合会「経営指導員研修生・事務職（経営支援員）」
採用資格試験実施要領

群馬県商工会連合会
人事管理委員会

群馬県内の商工会または群馬県商工会連合会で勤務する経営指導員研修生及び事務職（経営支援員）の採用資格試験を次のとおり行います。

1. 採用予定人員

- (1) 経営指導員研修生：若干名
- (2) 事務職（経営支援員）：若干名

2. 採用予定日

経営指導員研修生：平成30年4月1日

事務職（経営支援員）：平成30年4月1日、平成29年11月1日（1名）

3. 職種の定義

(1) 経営指導員研修生

県内の商工会又は群馬県商工会連合会で原則として2年間良好な成績で勤務した後、経営指導員として従事する者。

経営指導員は、地区内における小規模事業者の経営及び技術の改善発達を図るため、税務・金融・労務・記帳・経営全般、補助金申請など、事業者へ伴走型支援を行います。

また、地域経済発展の為に計画を策定し実行すると共に、地域産業の振興に必要なイベント業務等も行います。

(2) 事務職（経営支援員）

商工会運営に関する経理、決算等の業務を行うと共に、経営指導員不在時に軽度な経営指導を行う。税務・金融・労務・記帳・経営全般支援の補佐業務、地域産業の振興に必要なイベント業務等を行う者。

4. 受験資格

【経営指導員研修生】

次の当該事項を満たす者

(1) 昭和62年4月2日以後に生まれた方で次のいずれかに該当する者

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の卒業生（来春卒業見込者を含む。）学部は問いません。
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）による短期大学もしくは、高等専門学校の卒業生で最近3年のうち1年以上の指導実務及び経営実務を有する者。

- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校の卒業生で、最近5年のうち3年以上の指導実務及び経営実務を有する者。

上記の指導実務及び経営実務の経験を有する者とはおおむね次のとおりです。

（指導実務）

次に掲げる者であって商工鉱業の指導的な業務に従事していたと認められる者

- （ア）商工鉱業行政及び労働、税務等の部門の公務員であった者
- （イ）商工鉱業指導団体（例えば、中小企業団体中央会、商工会連合会、商工会、商工会議所、法人会、青色申告会等）の常勤役職員であった者
- （ウ）商工鉱業関係の組合（例えば事業協同組合、商工組合等）の常勤役職員であった者
- （エ）公認会計士又は税理士の補助者であった者
- （オ）親企業の役職員であって下請関係の業務を受け持っていた者
- （カ）高等学校と同等以上の学校で、経営、簿記等を担当する教師であった者

（経営実務）

- （ア）企業又は特別の法律により設立される法人（以下「企業等」という。）の経営者、常勤の役員であった者
- （イ）企業等の総務、企画、経理、営業等の部門を専門的に担当していた常勤の職員であって、相当の責任ある地位にあった者

【事務職（経営支援員）】

次の全ての事項を満たす者

- （1）高等学校以上の卒業生
- （2）県内全域の人事異動に対応できる者。（通勤時間は原則として概ね1時間以内）
但し平成29年11月1日採用（1名）は初任地が、東部地区（板倉町・明和町・邑楽町など）に勤務可能で、その後の人事異動に対応できる者。
- （3）簿記3級（日商・全経・全商等）以上の資格所有者

【経営指導員研修生、事務職（経営支援員）】 共通

次のいずれかに該当しない者

- （1）成年被後見人及び被保佐人
- （2）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終る日まで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）本試験を受ける以前に懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （5）反社会的勢力と関係のある者

5. 試験の方法

【経営指導員研修生】

試験は第2次試験までとし、第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。

(1) 第1次試験

① 職場適応性検査

職務への対応や対人関係に関する性格面からみる適応性検査

② 教養試験（大学卒業程度）

社会、人文及び自然に関する一般的知能並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能

③ 小論文

当日提示されるテーマについて論述

④ 専門的知識

経営・マーケティング、中小企業問題・政策、簿記・会計、税制、金融、法律・制度、情報化に関する知識

(2) 第2次試験

面接、グループディスカッション等による人物に関する試験

【事務職（経営支援員）】

試験は第2次試験までとし、第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。

第1次試験の受験者は書類選考により決定します。

(1) 第1次試験

① 職場適応性検査

職務への対応や対人関係に関する性格面からみる適応性検査

② 教養試験（高等学校卒業程度）

社会、人文及び自然に関する一般的知能並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能

③ 小論文

当日提示されるテーマについて論述

(2) 第2次試験

面接、グループディスカッション等による人物に関する試験

6. 試験日、場所、合格発表日、試験日程等

【経営指導員研修生、事務職（経営支援員）】共通

区分	試験日	場所	合格発表日
第1次試験	平成29年 9月17日（日）	群馬県商工連会館 住所：前橋市関根町3-8-1 電話：027-231-9779	平成29年 10月10日（火）
第2次試験	平成29年 10月24日（火）	群馬県商工連会館 住所：前橋市関根町3-8-1 電話：027-231-9779	平成29年 10月27日（金）

(1) 第1次試験の日程

- 受付 8:30～ 8:50
- ① 職場適応性検査 — 9:00～ 9:30
- ② 教養試験 — 9:40～ 11:40
- ③ 小論文 — 12:40～ 13:40
- ④ 専門的知識 — 13:50～ 15:10

※②教養試験、③小論文の試験問題は経営指導員研修生と事務職（経営支援員）では異なります。また、④専門的知識は経営指導員研修生のみ実施します。

(2) 第2次試験の案内は、第1次試験の合格者に対してお知らせします。

(3) 合格発表の方法は、第1次試験、第2次試験共、発表当日に次のとおりとします。

- ①群馬県商工会連合会のホームページに受験番号を掲載
- ②受験者全員に書面で通知

7. 申込手続、受付期間

(1) 申込手続

① 次の履歴書及び郵便ハガキを封入し、封筒の表面に「経営指導員研修生採用資格試験」若しくは「事務職（経営支援員）採用資格試験」と朱書して群馬県商工会連合会職員課宛て送付してください。

(ア) 市販の履歴書（1部）

- ・ J I S規格に適合した履歴書（必ずA3サイズ）に必要事項を記入し、写真を貼付したもの。（写真は3ヶ月以内に帽子をつけずに撮影したもの）

(イ) 郵便ハガキ（1部）

- ・ 表面に申込者の郵便番号、住所、氏名を記載済みのもの
- ・ 裏面は未記入のもの
- ・ 切手が貼付されているもの。

② 本会で受付後、郵便ハガキの裏面に受験票を印刷して返送します。受験票に必要事項を記入、写真貼付の上、試験当日に持参して下さい。試験当日に受験票が

無い方は受験できません。

- ③ ファックス、電子メールによる申込は受け付けません。また、申込書類は返却しませんが、所定の手続き終了後、本会で責任をもって破棄いたします。

※個人情報の取扱について

本会は受験申込に関する個人情報を採用選考の目的に限り取得・利用し、個人情報保護法に基づいた取り扱いをいたします。

(2) 書類送付・届先

群馬県商工会連合会 人事管理委員会 担当 職員課
〒371-0047 前橋市関根町三丁目8番地の1

(3) 受付期間

平成29年7月20日（木）から8月31日（木）（必着）

8. 合格から採用までの経路

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登録され、その中から採用者が決定されます。但し、採用候補者名簿に登録された者がすべて採用されるとは限りません。
(2) 採用候補者名簿の有効期間は合格日から1年間です。

9. 給与及び勤務条件

(1) 給与

経営指導員研修生	事務職（経営支援員）
大学卒初任給：183,300円	大学卒初任給：183,300円
	短大卒初任給：163,200円
	高校卒初任給：149,400円

※大学院卒業者、既卒者等で民間企業の勤務経験者は一定基準により増額されます。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（年2回）、資格手当等

(3) 昇給

年1回（4月）

(4) 勤務時間

8：30～17：15

(5) 休日休暇

週休2日制（土曜日、日曜日）、祝日、年末・年始、有給休暇（最大20日）、結婚、出産、育児、介護、特別休暇（慶弔・夏期等）

(6) 採用後の配属について

【経営指導員研修生】

県内いずれかの商工会、または商工会連合会に配属されます。(原則として通勤時間は1時間程度以内ですが、例外もあります。)

配属先商工会が決定するのは平成30年3月中旬頃になります。

【事務職(経営支援員)】

県内いずれかの商工会、または商工会連合会に配属されます。(原則として通勤時間は1時間程度以内ですが、例外もあります。)

配属先商工会が決定するのは平成30年3月中旬頃になります。

★事務職に関し1名は平成29年11月1日から採用します。但し、初任地が東部地区(板倉町・明和町・邑楽町など)に勤務可能な方となります。

(7) 勤務条件

商工会・商工会連合会の統一給与規程、服務規程等によります。採用された場合は、群馬県商工会連合会の職員として配属先商工会へ出向することとなります。また、一定期間勤務後に人事異動があります。

(8) 教育制度

新任職員研修会、基礎能力向上研修会、職種別研修会など

10. 最近の採用実績(出身学校)

(1) 経営指導員研修生

高崎経済大学、群馬大学、千葉大学、埼玉大学、新潟大学、法政大学、中央大学、青山学院大学、明治学院大学、立命館大学、東京理科大学、成蹊大学、東洋大学、神奈川大学、帝京大学、大東文化大学、拓殖大学、白鷗大学、千葉商科大学、立正大学、大正大学、上武大学他

(2) 事務職(経営支援員)

獨協大学、日本大学、大東文化大学、国土舘大学、前橋女子高校、高崎女子高校、沼田女子高校、渋川女子高、吾妻高校、松井田高校、利根商業高校他

11. その他

この試験についての問合せは、下記にご連絡下さい。

群馬県商工会連合会 職員課 湯本・白石まで

〒371-0047 前橋市関根町三丁目8番地の1 電話027-231-9779

URL <http://www.gcis.or.jp> E-mail kenren@gcis.or.jp